一・九〇	部分品 一　革製のもの 二　その他のもの	『 九四〇一・九一 九四〇一・九九	部分品 木製のもの その他のもの 一　革製の 二　その他
	無税 三・八％ 無税』	を 三・八％ 無税』	
	に改める。		
	別表第九四・〇三項中『	九四〇三・九〇	部分品
	ものの		無
	』を	『 九四〇三・九一 九四〇三・九九	部分品 木製のもの その他のもの
	税』	無税 無税』	に改める。
	別表第九四・〇四項中「まくら」を「枕」に改め、同表第九四〇四・三〇号の次に次の一号を加える。		
九四〇四・四〇	布団、ベッドスプレッド及び羽根布団（コンフォーター）	四・六％	
	別表第九四・〇五項を次のように改める。		
九四・〇五	照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）	無税	
九四〇五・一一	シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式の照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。）	無税	
九四〇五・一九	発光ダイオード（ＬＥＤ）光源とともに専ら使用するように設計されたもの	無税	
	その他のもの	無税	
九四〇五・二一	卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式の照明器具	無税	
九四〇五・二九	発光ダイオード（ＬＥＤ）光源とともに専ら使用するように設計されたもの	無税	
	その他のもの	無税	
九四〇五・三一	クリスマスツリーに使用する種類のストリングライト	無税	
九四〇五・三九	発光ダイオード（ＬＥＤ）光源とともに専ら使用するように設計されたもの	無税	
	その他のもの	無税	
九四〇五・四一	光発電性のもの（発光ダイオード（ＬＥＤ）光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。）	無税	
九四〇五・四二	その他のもの（発光ダイオード（ＬＥＤ）光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。）	無税	
九四〇五・四九	その他のもの	無税	
九四〇五・五〇	非電気式の照明器具	無税	
九四〇五・六一	イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品	無税	
九四〇五・六九	発光ダイオード（ＬＥＤ）光源とともに専ら使用するように設計されたもの	無税	
	一　ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターススキン製、ぼうこう製又は腱（けん）製のもの	五・八％	
	二　その他のもの	無税	
	その他のもの	五・八％	
九四〇五・九一	部分品		
九四〇五・九二	ガラス製のもの	無税	
九四〇五・九九	プラスチック製のもの	五・八％	
	その他のもの	無税	
	別表第九四〇六・一〇号の次に次の一号を加える。		
九四〇六・二〇	鋼製のモジュール式建築ユニット	三・九％	
	別表第九五類の表題中「がん具」を「玩具」に改める。		
	別表第九五類の注1中(w)を(x)とし、(v)を(w)とし、(u)を(v)とし、同注1(t)中「電気花飾り」を「ストリングライト」に改め、同注1中(t)を(u)とし、(s)を(t)とし、(p)から(r)までを(q)から(s)までとし、(o)の次に次のように加える。		
	(p)　無人航空機（第八八・〇六項参照）	無税	
	別表第九五類の注4中「この項」を「同項」に、「がん具」を「玩具」に改め、同注に次のように加える。		
	6　第九五・〇八項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。		
	(a)　「遊園地の乗り物」とは、主として娯楽の目的のために、固定若しくは制限された走路（水路を含む。）を通じて又は所定の区画内において、一人以上の人員を運ぶ個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。遊園地の乗り物には、遊園地、テーマパーク、ウォーターパーク又は催事会場の中で組み合わされたものを含み、住宅又は遊び場に通常設置された装置を含まない。		